

<h1>静岡市報</h1>	No. 149
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

○静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正を改正する条例・・・・・・・・・・ 2

規 則

○静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

告 示

○静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正
・・ 7

<本号で登載された条例のあらまし>

- ◇ **静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第84号）**
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用条項について、所要の改正をすることとした。
- ◇ **静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第85号）**
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用条項について、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第84号

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第85号

静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第91号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年9月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「申請等」を「申請書」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 省令第28条の2第4項又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)

附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた省令(以下「健康保険法等改正法前省令」という。)第28条の2第4項の規定による負担割合証の再交付

第26条第1項中「第42条第1項の」を「第42条第3項の規定により市が定める」に改める。

第26条の2第1項中「第42条の3第1項の」を「第42条の3第2項の規定により市が定める」に、「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改める。

第31条第1項中「第49条第1項の」を「第49条第2項の規定により市が定める」に改め、「(以下「特例施設介護サービス費」という。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(法第49条の2に規定する要介護被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額)

第31条の2 法第49条の2に規定する要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(1) 特例居宅介護サービス費の支給 第26条第1項

(2) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第26条の2第1項

(3) 特例施設介護サービス費の支給 第31条第1項

第33条の次に次の1条を加える。

(収入の額の適用の申請書等)

第33条の2 省令第83条の2の3、省令第97条の2の2及び健康保険法等改正法前省令第83条の2の3の申請書は、介護保険基準収入額適用申請書(様式第25号の2)によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに調査決定し、介護保険基準収入額適用申請に係る変更(却下)決定通知書(様式第25号の3)により当該申請者に通知するものとする。

第34条第1項中「第97条の2」を「第97条の2の3」に改める。

第34条の2の見出し中「申請等」を「申請書等」に改め、同条第1項及び第3項中「第97条の2の2」を「第97条の2の4」に改める。

第34条の4第1項中「法第54条第1項の」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた法（以下「整備法前法」という。）第54条第3項の規定により市が定める」に、「法第53条第2項」を「整備法前法第53条第2項」に改め、「介護予防通所介護、」を削り、「省令第84条」を「省令第84条に定める費用を、整備法前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及びこれに相当するサービスに要した費用については地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた省令（以下「整備省令前省令」という。）第84条第1号」に改め、同条第2項及び第5項中「法」を「整備法前法」に改める。

第34条の5第1項中「第54条の3第1項の」を「第54条の3第2項の規定により市が定める」に改め、同条第2項中「法第53条第1項」を「整備法前法第53条第1項」に改め、第34条の7を第34条の8とし、第34条の6の次に次の1条を加える。

（法第59条の2に規定する居宅要支援被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額）

第34条の7 法第59条の2に規定する居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号の定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(1) 特例介護予防サービス費の支給 第34条の4第1項

(2) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第34条の5第1項

第36条及び第38条の見出し中「申請等」を「申請書等」に改める。

第45条の2中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

(23) 整備省令前省令第140条の3第1項

(24) 整備省令前省令第140条の8第1項

第45条の3中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

(23) 整備省令前省令第140条の3第3項

(24) 整備省令前省令第140条の8第3項

第45条の7中「法第53条第1項本文」を「整備法前法第53条第1項本文」に、「115条の11」を「第115条の11」に改める。

第45条の10第4項第3号カ中「法第53条第1項」を「整備法前法第53条第1項」に、「法第8条の2第1項」を「整備法前法第8条の2第1項」に改める。

第54条の27中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。次条から第54条の32までにおいて「健康保険法等改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法の規定に基づく省令」を「健康保険法等改正法前省令」に改める。

第54条の28中「健康保険法等改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法の規定に基づく省令」を「健康保険法等改正法前省令」に改める。

第54条の29から第54条の32までの規定中「健康保険法等改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法の規定に基づく省令」を「健康保険法等改正法前省令」に改める。

様式第6号中

「

再交付申請する証書	1 被保険者証
	2 資格者証
	3 受給資格証明書
	4 利用者負担額減額・免除認定証
	5 負担限度額認定証
	6 利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）
	7 特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）
	8 訪問介護利用者負担額減額認定証
	9 社会福祉法人等利用者負担額減額確認証

を

」

「

再交付申請 する 証 書	1 被保険者証
	2 資格者証
	3 受給資格証明書
	4 利用者負担額減額・免除認定証
	5 負担限度額認定証
	6 利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護 旧措置入所者に関する認定証）
	7 特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所 者に関する認定証）
	8 訪問介護利用者負担額減額認定証
	9 社会福祉法人等利用者負担額減額確認証
	10 負担割合証

に

」

改める。

様式第16号中

「

認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで有効
---------	-------------------

を

」

「

認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで有効
利用者の負担割合	割（ ）

に

」

改める。

様式第25号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第29号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の静岡市介護保険条例等施行規則第31条の2及び第34条の7の規定は、この規則の施行の日以後に行われるサービスに係る保険給付について適用し、同日前に行われたサービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

告 示

静岡市告示第595号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成27年8月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

静岡県信用漁業協同組合連 合会 本所	焼津市小川2495番地	支所及び出張所
-----------------------	-------------	---------

を

」

「

静岡県信用漁業協同組合連 合会 本所	焼津市本町一丁目7番1号	支所及び出張所
-----------------------	--------------	---------

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成27年11月9日から施行する。